



(権利義務譲渡の禁止)

第1条 貸貸人は、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、賃借人の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(検査)

第2条 賃借人は、業務を完了したときは速やかに検査するものとし、検査に合格したときをもって完了したものとする。

(契約金額の支払)

第3条 貸貸人は、所定の請求書により賃借人に契約金額の支払を請求するものとする。賃借人は、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(契約の解除)

第4条 賃借人は、貸貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このために貸貸人に損害が生じても、その責を負わないものとする。

- (1) 貸貸人がこの契約の条項に違反したとき。
- (2) 貸貸人が契約の締結又は履行に関し、不正な行為があったとき。
- (3) 貸貸人が正当な理由なく期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。

(損害賠償)

第5条 貸貸人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

- (1) 前条の規定により契約が解除された場合
- (2) 貸貸人がその契約の履行を拒否し、又は、貸貸人の責めに帰すべき事由によって貸貸人の契約について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 貸貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 貸貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 貸貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(談合その他不正行為に係る解除)

第6条 賃借人は、貸貸人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、名古屋港管理組合財務規則(昭和39年名古屋港管理組合規則第7号)第170条第1項第3号に規定する不正行為とみなし、契約を解除することができるものとし、このため貸貸人に損害が生じても、賃借人は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、貸貸人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項

若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、貸貸人に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、貸貸人に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規程による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
- (4) 貸貸人（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 貸貸人（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 貸貸人が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前2項の規定により契約が解除された場合における当該解除に係る違約金の徴収については、第4条の定めるところによる。ただし、この解除により貸貸人に損害を及ぼしても貸借人はその責を負わない。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

第7条 貸貸人は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、貸借人が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の100分の20に相当する額を貸借人が指定する期限までに支払わなければならない。貸貸人が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、課徴金の納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他貸借人が特に認める場合は、この限りでない。

2 貸貸人は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の100分の30に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、貸貸人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 貸貸人が貸借人に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、貸借人は、貸借人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、貸貸人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、貸貸人が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して貸借人に支払わなければならない。貸貸人が既に共同企業体を解散しているときは、代表者で

あった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第8条 賃借人は、貸貸人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、この契約において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、賃借人への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

2 賃借人は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた賃借人の損害の賠償を貸貸人に請求することができる。

3 賃借人は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、貸貸人に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(名古屋港管理組合財務規則等の遵守)

第9条 この契約の条項に定めるもののほか、貸貸人はこの契約の履行に関し、名古屋港管理組合財務規則その他賃借人が定める条例、規則等及び関係法令等を遵守しなければならない。

(協議)

第10条 この契約に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。